会社や職種に関係なく
一人でも誰でも入れる
労働組合
千葉スクラムユニオン

スクラム

2011年5月20日　第7号

発行：千葉スクラムユニオン
千葉市中央区祐光2-5-8
ハイツカメリア202号
TEL/FAX:043-221-2525
E-mail:t-oyana@lapis.plala.or.jp
URL:http://scrumunion.web.fc2.com/

■発行責任者：大嶋甲三　■編集責任者：平野良成

6ヶ月雇用を2ヶ月で雇い止め
佐倉郵便局、期間雇用社員3名の仲間達
千葉スクラムユニオンに加盟

佐倉郵便局の小包配達業務で期間雇用として働いている3人の仲間に対して、会社は雇用契約を6ヶ月から2ヶ月に短縮して5月末に雇い止めをするという通知を出しました。3人は郵政労働者ユニオン関東地本は、そのような協定を結んでいない千葉スクラムユニオンに加盟しましたが、解雇は管理運営事項であり団交対象外として交渉を受け付けません。（国家公務員時代の協約を承継締結しているため）

郵政労働者ユニオン関東地本は、そのような協定を結んでいない千葉スクラムユニオンとして会社と交渉してほしい旨の依頼を寄せてきました。千葉スクラムユニオンは直ちにこの要請に応え、5月18日に佐倉郵便局に対して団体交渉の申し入れを行いました。

問題は、郵政事業が日通のペリカン便と合同する際に、従業員を4266人（NE・JPEXからの雇用替え）引き受け、当初見込みより宅配数が激減し赤字体質となったことです。これを改善するために、本社の方針として、期間雇用社員を雇い止めし、会社にとってより都合のいい「請負」を拡大しようとしていることにあります。千葉県には、千葉中央など他にも小包のターミナルセンターがあり、この動きは、佐倉のみに留まらないだろうと言われています。そして、会社も強硬に実施することが予想されます。

また、当該の仲間達は、5月の「雇い止め」を阻止したとしても、9月の雇用期間切れがまっています。昨年4月から働いていますが、募集時のチラシには「長期雇用で働く人」となっていたし、面接の時には3人とも一様に「長く働いて欲しい」とも言われました。本来なら、契約更新を繰り返して長く働く予定でした。団体交渉では、この様な点を追求し、仲間達の生活を守らなければならないと考えています。

取り組みの報告

●能城総合企画Kさんの時間外未払いについては、105万円で和解しました。和解金は10ヶ月分割、延滞には20％の利息をつけることなどで決着しました。

●船橋自動車学校のAさんの時間外未払いについては、会社が譲歩し一定の支払いが確定しました。セクハラパワハラについては、実証も困難で会社も譲りませんでした。一応決着しました。

●上野クリニックのSさんの雇い止め問題については、相手が期限としていた5月15日を過ぎても、働き続けています。こちらの申し入れによって、「雇い止めを阻止している」といえます。

雇い主が「仮の雇い主で本部が対応している」などと曖昧であったり、ほとんどのやり取りが口頭なので、注視する必要があります。

◇有期雇用契約と解雇

期間の定めのある雇用契約を結んだ場合には、やむを得ない事情がある場合でなければ、会社が、契約期間の途中で、労働者を解雇することはできません。（労働契約法第17条）

また、やむをえない理由で労働契約を解除する場合であっても、それが使用者の一方的な過失による場合は、使用者は労働者に対して損害賠償責任を負うことになります。（民法第628条）

なお、有期雇用で雇用期間の満了時に更新を拒否することを雇止めとよんでいます。契約である以上、期間満了により打ち切られるのが原則ですが、繰り返し更新された場合、期間の定めがない契約と同様とみなされ、合理的な解雇理由と解雇手続きが必要となる可能性が生じます。

労働相談のチラシ配布

6月8日（水）
午後5時半から6時
JR幕張本郷駅海側